

令和6年度九州・四国広域交通ネットワークシンポジウム企画・運営委託業務  
に係る企画提案協議（プロポーザル方式）募集要項

1. 事業概要

東九州新幹線・豊予海峡ルートなど九州及び四国の広域交通ネットワークについて、関係者を集めて議論を行い、各県・各団体との連携強化を図るとともに、理解促進、機運醸成を目的とする。

2. 委託業務内容等

(1) 業務名

九州・四国広域交通ネットワークシンポジウム企画・運營業務委託

(2) 業務概要

別添「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日までを予定

(4) 限度額

3,269,704円（消費税及び地方消費税含む）

※契約金額については、掲載記事の内容等に応じて県との協議のうえ変更する場合があります。

3. 募集及び企画提案競技スケジュール

(1) 公募開始	令和6年7月19日（金）
(2) 質問票受付締め切り	令和6年7月29日（月）17時必着
(3) 参加申込書等の提出期限	令和6年7月29日（月）17時必着
(4) 企画提案関係書類提出期限	令和6年8月9日（金）17時必着
(5) 審査結果の通知	令和6年8月下旬予定
(6) 契約締結	令和6年8月下旬予定

4. 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
  - ① 委託業務の遂行にあたり、県との連絡調整の窓口となる担当者を配置するなどの業務体制が十分整っていること。

- ② 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ③ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
  - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記（1）～（3）を満たしていること。
- (5) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。

## 5. 提案方法

企画提案競技への参加を希望する者は、次のすべての書類を上記3の期限内に提出すること。

### (1) 参加申し込みにおける提出書類

- ① 企画提案競技参加申込書（様式1）
- ② 暴力団排除に係る誓約書（様式2）

### (2) 企画提案における提出書類

- ① 企画提案書（様式は自由）
- ② 見積書（様式は自由）

### (3) 提出書類に係る留意事項

- ・ 参加申し込みにおける提出書類は原本1部を持参または郵送すること。
- ・ 企画提案における提出書類は、A4サイズで印刷し、ファイル等で綴じ込みのうえ5部提出（持参または郵送）するとともに、同じ内容物を電子データでもメール送付のこと。
- ・ 原則、書面により審査するので、企画提案書は具体的に記載し、不足のないようにすること。

- ・企画提案書の上限は片面20枚とする。
- ・企画提案書は、様式自由であるが下表により作成すること。

企画提案	下記項目を記載し、仕様書の順序に沿って具体的に提案すること 1.法人(団体)概要、担当者名及び電話番号等連絡先 2.提案内容
スケジュール	業務スケジュールを具体的に記載すること
過去実績等	過去の同種及び類似業務の実績を記載すること(団体としての実績及び配置される責任者やスタッフの実績)
業務実施体制	本委託業務の実施体制を記載した体系図(責任者・人員配置等)を記載すること。

- ・企画提案時点での見積もりにあたっては、講師及びパネリストへの謝金及び事前打ち合わせのための出張旅費は統一の取り扱いとし、合計300,000円(税抜)と設定すること。

- ・書類の提出先

提出先：大分県企画振興部 交通政策局 交通政策企画課 広域交通班  
(〒870-8501 大分市大手町 3-1-1 県庁舎本館3階)

メール：[a10530@pref.oita.lg.jp](mailto:a10530@pref.oita.lg.jp)

## 6. 審査方法等

- (1) 企画提案書等の審査は、県に設置する審査会に書面で諮り、委託候補者を選定する。
- (2) 必要に応じて提案者に対してヒアリングを行う。
- (3) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。  
ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は、次点の者を委託候補者とする。  
なお、応募者が1者のみの場合、審査結果において基準点(6割)を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。  
また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為をなし、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。  
なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。
- (4) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (5) 企画提案書の提出のあった者全てに対し、審査結果を速やかにメールで通知する。
- (6) 審査内容に関する問い合わせには、一切応じない。また、選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 7. 審査基準

審査会では、以下の選定基準に基づき審査を行なう。

評価項目	評価内容	配点
実施体制	業務の進捗管理及び実施体制が具体的であるとともに、適性かつ効率的なものとなっているか。	20
創意工夫	企画内容が工夫され、シンポジウムの成功に期待がもてる内容になっているか。	20
実現性	資料作成や実施スケジュールが実現可能なものとなっているか。	20
業務遂行能力	過去に同種または類似の事業を主催あるいは受託した実績があり、本業務を実施するにあたり高い成果が期待できるか。	20
経費	業務の実施に必要な経費が具体的に計上され、積算に妥当性があるか。 費用に対して効果の大きさを期待できるか。	20
計		100

## 8. 留意事項

- (1) 企画書等の作成に要する経費は参加者負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした者は無効とする。参加要件を満たさない者または委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込等は無効とする。
- (3) 参加要件を満たしていない場合、企画提案で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次点の者と契約を締結する。
- (4) 委託料は、事業の実施に必要な経費で原則として領収書等で確認できるものを対象とする。ただし、受託者による会合や飲食費等、委託業務と直接関係のない経費及び備品購入などの財産取得となる経費は対象外とする。
- (5) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に再委託することはできない。
- (6) 契約にあたっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。
- (7) 企画提案に際しては、委託先として採用されないこともある点に十分に留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (8) 公正な審査を妨害するおそれのあるあらゆる行為を禁止する。
- (9) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 9. 質問の受付及び回答

### (1) 受付方法

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、質問票（任意様式）を令和6年7月29日17時までに上記提出先までメールにて提出すること。

### (2) 回答

質問に対する回答は、受付後2日（土曜日、日曜日を除く）を目途に、大分県のHP

に公表する。

10. 問い合わせ先

大分県企画振興部 交通政策局 交通政策企画課 広域交通班

所在地：〒870-8501 大分市大手町 3-1-1 県庁舎本館3階

電話：097-506-2155（直通）

e-mail：a10530@pref.oita.lg.jp